

山形県低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県が発注する工事又は製造以外の請負契約（建設工事に係る測量、設計、調査等を除く。以下「その他の請負契約」という。）の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する調査制度（以下「低入札価格調査制度」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(対象となる契約)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、競争入札に付するその他の請負契約のうち設計金額が700万円以上の契約で、知事が別に定める業務請負契約とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 契約担当者（山形県財務規則（昭和39年山形県規則第9号）第2条第4号に規定する者）は、対象となる業務の入札にあたり、予定価格の他に、契約の相手方となるべき者の入札する価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、入札書比較価格(消費税及び地方消費税抜価格)に10分の8から10分の6を乗じた額で入札案件に応じて設定する。

(予定価格書への記載)

第4条 契約担当者は、調査基準価格を設定したときは、予定価格書に当該調査基準価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 契約担当者は、調査基準価格を設定したときは、入札説明書に次の事項を記載し、入札参加者に周知する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用し、低入札価格調査基準価格を設定していること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ全ての入札が調査基準価格以上の入札であった場合には、最低価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者として決定する。

また、調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留して入札を終了するものとする。

- 2 各部局及び総合支庁の所管課長（その他の請負契約事務を所管する課の長をいう。）又は総合支庁以外の公所長（以下「所管課長等」という。）は、当該最低価格入札者について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か等を調査するものとする。

(公正入札調査委員会の設置及び付議)

第7条 本要綱に定める審議を行うため、各部局及び総合支庁に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 所管課長等は、前条第2項の調査の結果及び自己の意見を記載した「低入札価格調査書」（別記様式第1号）を付して委員会へ付議するものとする。ただし、前条第2項の調査時において、最低価格入札者から契約を辞退したい旨の意思が示されたときは、この限りでない。

(落札者の決定及び通知)

第8条 入札執行者は、前条第2項の委員会による審議の結果を受け、当該最低価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、直ちに当該最低価格の入札者を落札者に決定し、その者に対し落札した旨を通知する（別記様式第2号）とともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせる（別記様式第3号）ものとする。

- 2 入札執行者は、前条第2項の委員会による審議の結果を受け、当該最低価格によつては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者に決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条第2項から本項までの規定を準用する。

なお、入札執行者は、次順位者を落札者としたときは、最低価格入札者に対しては落札者ではない旨の通知（別記様式第4号）を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札参加者に対しては次順位者が落札者となった旨の通知（別記様式第3号）を行うものとする。

(履行状況の監督等)

第9条 調査の対象となった者が落札者となった場合は、業務日誌や報告書を提出させるなど、契

約履行の検査確認について、より一層注意を払うものとする。

(調査の実効性を確保するための措置)

第 10 条 入札者が次の各号のいずれかに該当する行為を行なった場合は、指名停止等の入札参加資格に関して必要な措置を講じるものとする。

- (1) 明らかに調査に協力せず、また、契約の辞退も行わず、契約手続きを不当に遅延させる行為を行なった場合
- (2) 調査において、虚偽の資料提出又は説明を行った場合

(その他)

第 11 条 この要綱の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日に締結する契約から適用する。